

イオンモール成田での申告受付・相談日時

相談・受付内容	期間	時間	会場
所得税の確定申告	2/16（月）～3/16（月） (土・日曜日、休日を除く)	9:00～16:00	イオンモール成田2階 イオンホール <成田市ウイング土屋24>

所得税の確定申告

イオンモールでの受付・相談に関するご案内

来場時のお願い

- 9:00～10:00までは、立体駐車場3階の連絡通路を通り「2階C入口」から入ってください。

受付のお知らせ

入場整理券はLINEアプリで事前に入手すると便利です！

- 会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。

- 入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。

LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

国税庁公式
LINEアカウント▶



イオンモールで受けられない相談

イオンモールでは、次の手続きなどは行っておりませんので、直接税務署へ行ってください。

- 相続税の相談
- 国税の納付
- 納税証明書の請求、発行・申告書の閲覧サービス
- 開示請求

休日開設のご案内

今年度の休日開設は、イオンモール成田会場では実施しません。
千葉西税務署をご利用ください。

■期間 3月1日（日）

■受付時間 8:30～16:00

■場所 千葉西税務署<千葉市花見川区武石町1丁目520>

申告に関するお知らせ

医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は提出を求められることがありますので、5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

*医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。）

問 課税課 ☎ (93) 0443

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

○所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得や控除などの申告をしなければなりません。

○申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと、軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告していない人がいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085